

委 託 仕 様 書

業務名：瀬戸雨水ポンプ場クレーン使用再開点検整備業務委託
履行場所：岡山市東区瀬戸町下138番地
履行期間：契約締結の日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一 般 事 項

(目 的)

第 1 条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は現場説明書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づき、本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従い誠実に履行すること。なお、本業務は設計図書及び業務に関する法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第 2 条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

契約時に提出

- | | |
|-----------|----|
| 1. 課税事業者届 | 1部 |
| 2. 契約書 | 2部 |

業務着手時まで提出

- | | |
|------------------|----|
| 1. 委託業務着手届 | 1部 |
| 2. 工程表（委託作業表） | 1部 |
| 3. 業務責任者及び主任技術者届 | 1部 |
| 4. 資格者名簿（写し） | 1部 |

業務完了後 契約工期末までに提出

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 委託写真帳（A4カラー・工程毎） | 1部 |
| 2. 委託報告書 | 1部 |
| 3. 委託業務完了通知書 | 1部 |
| 4. その他監督員の指示する書類 | 1式 |

(業務責任者)

第 3 条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営や取締り等を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限（委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第 4 条 現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合、又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第 5 条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

(災害防止等)

第 6 条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法や労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意すること。なお、履行中に第三者へ危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処置)

第 7 条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は、遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において、対象機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

(業務用電力等)

第 8 条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市より支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第 9 条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。
なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し、監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第 10 条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合には、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第 11 条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際し、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第 12 条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第 13 条 本業務履行で使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は、貸出するものとする。受託者は、専用工具等の貸出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第 14 条 本業務に使用する材料等は、高信頼性、耐久性及び安全性を具備した高品質のものとあり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、JIS等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第 15 条 1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出のこと。
3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。
なお、特別管理産業廃棄物のある場合に限り、特記事項にて明記する。

(検査)

第 16 条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。また、本業務の完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け、合格しなければならない。受託者は、検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

第 2 章 特 記 事 項

第 1 節 概 要

(委託概要)

- 第 1 条 クレーン等安全規則第48条によりクレーンの使用を休止していたものに関し、使用再開するのに同規則第49条「使用再開検査」を受けるための点検整備、及び労働安全衛生法第45条並びにクレーン等安全規則第34条に基づきクレーンの点検自主検査を行うもの。

(対象機器)

- 第 2 条 本業務の施行範囲は以下のとおりである。

1. 瀬戸雨水ポンプ場 (3t以上)

型式	設置場所	定格荷重 (t)
テルハクレーン	1号ポンプ用吊上げ装置	7.5

2. 瀬戸雨水ポンプ場 (3t以上)

型式	設置場所	定格荷重 (t)
テルハクレーン	2号ポンプ用吊上げ装置	7.5

(業務内容)

- 第 3 条 ・クレーン使用再開のための点検自主検査
対象クレーンを使用再開するために、天井クレーン点検基準及び定期点検自主検査指針・解説に基づき整備し、クレーンの点検自主検査を実施するもの。
整備等の内容は、以下のとおりである。
1. クレーン使用再開のための点検整備
2. クレーン点検自主検査
3. 試験荷重運搬工
4. 使用再開検査作業及び立会

(業務の確認)

- 第 4 条 受託者は、本業務の履行における関係機関との協議内容について、直ちに打合せ議事録を作成すること。作成した議事録は、監督員に提出し、承認を得ること。

(委託料の支払い)

- 第 5 条 委託料の支払いは、業務完了検査合格後、委託契約書に基づいて支払うものとする。

第 2 節 その他

(法の順守)

- 第 1 条 本業務施工に際しては、以下の法令・法規等を遵守すること。
1. 労働安全衛生法
2. 労働安全衛生法関連法規
3. クレーン等安全規則
4. その他関係法令

(施工上の注意)

- 第 2 条 受託者は、本業務施工に際して、以下の点に注意すること。
1. 履行に際しては、監督員と打合せ等を行い、施設の運転に支障が出ないようにすること。
2. 本業務で必要な試験検査は、別段の定めがある場合を除き、受託者の責任と負担において実施すること。なお、試験結果については、書面にて提出し、監督員の承諾を得ること。
3. 点検内容及び監督員の指示事項等に基づき記載した点検結果報告書を期日までに提出すること。
4. 点検業務中に発見した不良箇所等は、速やかに監督員に報告し、点検結果報告書に記載し、提出すること。軽微な修理等は、受託者において履行すること。費用が発生する不具合箇所は、監督員と協議し、取替部品等の納期確認や修理費用の見積り等、速やかに対処すること。

5. 点検の結果、潤滑油やグリス等が不足、劣化、減少していたときは必要に応じて補給すること。
6. 点検や整備に伴い発生した廃棄物は、法を遵守して処分すること。
7. 重機による機器等の搬入がある場合は、その日時や進入経路を事前に監督員に連絡すること。
8. 本施設には多くの機械・電気設備等が配置され、また高所作業が行われるため、業務の実施にあたっては、安全帯を装着する等、安全の確保に十分努めること。
9. 本仕様書に特に明記していない事項であっても、当然必要と見なされる測定機器、工具、雑材料等含）については、すべて受託者の負担対応すること。
10. 所轄の労働基準監督署へ使用再開検査申請書等の提出を行う前に、提出する内容を監督員に提出すること。
提出内容について、確認及び決裁をとり許可が下り次第、提出できるものとする。